令和7年度 児童いきいき放課後事業(愛称「いきいき」)



あ

ら

ま

L

- 旅線後の「居場所」づくり・「備間」づくりと予育て支援をみんなで進めます -

大阪市では、市立小学校において、放課後・土曜日・長期保業日などに児童の健全な育成を図るため、遊びやスポーツ、主体的な学習等を内容とする「児童いきいき放課後事業」(愛称「いきいき」)を実施しています。

1 運営主体



運営主体は、大阪市から運営・管理委託を受けた団体です。運営主体は、各小学校に設置されている「いきいき」運営委員会と連携して、学校や地域の実態に合わせて運営しています。

「いきいき」運営委員会は、運営主体、「いきいき」職員、学校代表、地域の団体及び保護者の団体より推薦された方々により構成されています。

2 参加の対象となる児童

当該校区に居住する小学校1~6年生で、参加を希望する児童。

りょうでいり 利用定員はございませんので、希望される児童は全員参加できます。

また、例第3月に、就学前のこどもの体験参加を実施しています(後述『12 体験参加について』参照)。

3 活動期間

4月1日から翌年3月31日まで。

4 活動日 • 活動時間及び活動休止日

(1)月曜日~金曜日

授業終了後(原則 午後2時30分)~午後6時

(2) 始業式・終業式等

午前11時~午後6時

(3) 土曜日・夏休みなどの長期休業日

午前8時30分~午後6時

※活動株正日・・・旨電力、祝日、8月の学校閉庁日、常末年始、学校施設の工事や停電などにより安全に活動できない日など。

また、台風や災害、感染症対策などにより、学校が臨時休校となった場合は、いきいきも活動休止となります。

5 活動場所

「いきいき」活動室を中心に、運動場・体育館・図書室等も活用します。

6 参加料

参加料は無料です。ただし、安全管理にかかる経費として児童一人につき年間500円を登録申込にあたり、ご負担いただきます。

また、特別活動などで実費をご負担いただく場合も有ります。

7 利用登録方法

「いきいき」の利用を希望される場合は、利用登録の節込が必要となります。利用登録の節込については、下記の心配記 文は右記の で記している。 お前登録が必要となりらお前し込みいただけます。 なお、詳細については、別紙「利用登録書」をご覧ください。

QR コード

)

(URL

8 「いきいき」 職員

「売んでき、売りで、売んでは、 でんできます。 「売んできない」と「地域の方々などによるスタッフ支援員」が 2名以上で活動支援を行います。

9 活動の内容(例)

- ◎宿題、読書等の自主学習 ◎体を動かす遊び ◎物を創る・作る遊び
- ◎劇を演じる・自然を研究する ◎ゲームに挑戦する ◎鑑賞する・生き物を育てる
- ◎なぞなぞ大会 ◎季節を彩る壁面掲示 ◎昔からの遊び(屋内外)など
- ◎長期保業日などには、史跡の見学や野外活動等、学校外での「特別活動」も実施します。







10 参加にあたって保護者の皆様へのお願い

- (1) 安全について
 - ① 児童の参加日や参加時間をよく把握しておいてください。
 - ② 登下校時の児童の安全確保や交通事故防止などについては純心の注意をお願いします。
 - ③ 参加予定の児童が、当日「いきいき」の活動に参加しないで帰宅することになった場合などは、「いきいき」活動室までご連絡ください。
 - ④ 着護師等の免許を持った職員が常駐しておりませんので、医療行為などを行うことはできません。 繁急時には原則救急対応となります。
 - ⑤ 児童が他の児童に著しく迷惑を及ぼす危険がある場合、「いきいき」のご利用をお断りすることがあります。

(2) 持参物について

- ① 活動に必要な材料などは持参させてください。
- ② 自分で学習したい内容や、遊びに必要なものなどは、「いきいき」 職員の了解を得た うえで持参させてください。

(3) 昼食などについて

- ① 土曜日、長期保業日など学校給食のない日は、保護者の責任において置食と飲み物を 持参させてください。
- ② おやつの持参(平日の時間延長中、土曜日、長期休業日に限る)については、答「いきいき」において取り扱いが異なります。
- ③ 昼後、飲み物、おやつを持参する場合には、アレルギーや誤嚥しやすいものを避けるなど、ご注意ください。

(4) その他

- ① 活動物物物域があると気がかりな点、ご心能な点がありましたら、ご遠慮なく職員までご相談ください。
- ② 医療的ケアを含め支援を必要とする児童や帰国・東日した児童などが参加するにあたって、ご質問やご要望がありましたら、児童いきいき放課後事業運営・管理団体(※)までご連絡ください。(※後述『15 問い合わせ先・連絡先』参照)
- ③ ੈੈ ਉੱਟੇ: ੈੈ ਉੱਪੇ な活動を行うため、学校やいきいきでの児童の様子などを学校と情報共有 させていただくことが有ります。

11 「児童いきいき放課後事業災害補償制度」について

「いきいき」で、児童がケガ、特定疾病を認った場合、また誤って物品を破損した場合などに、児童いきいき放課後事業災害補償制度により補償が行われます。(当補償制度では、医療費の実費ではなく、ケガや特定疾病による入院や通院について、1日につき一定額の補償金をお支払いします。)

補償対象となる事故(ケガや特定疾病)の範囲

- (1)「いきいき」での活動中
- (2)「いきいき」に参加するための通常経路の往復節 ただし、(1)(2)とも学校管理下での事故は補償対象外です。 ※詳細は別添り着いきいき放課後事業災害補償制度のしおり」をご参照ください。

12 体験参加について

4月から参加を希望される就学前のこどもを対象に、「いきいき」の雰囲気と内容を知っていただくため、体験参加を実施します。

3月に実施予定で、その自時・自数・時間は、「体験参加のご案内」をご参照ください。 その他お問い合わせは、「いきいき」活動室にお尋ねください。

13 地域との交流活動の取り組み

「いきいき」では、活動をより発覚させていくために、PTA・地域の方々のご支援、ご協力をいただき、次のような地域との交流活動に取り組んでいます。

- (1) 特技をもった人に、指導していただく。
- (2) 地域の方とグラウンドゴルフなどをしたり、 昔話などを聞いたりする。
- (3) 字ども会、女性会、PTA、生涯学習ルーム等といっしょに行事をする。

かつどうじ かんえんちょう

14 活動時間延長について

(1)各小学校の「いきいき」において、次のとおり活動時間の延長を実施します。

	夕方	朝
₩ <u> </u>	18時~19時	
長期休業日	18時~19時	8時~8時30分

(2) 活動時間の遊儀を利用する場合は、経費をご負担いただく必要があります。別途「<mark>活動</mark> 時間延長利用のご案内」をご覧ください。

15 問い合わせ先・連絡先

「いきいき」についてのご意見やご葽望がございましたら、次のところへご連絡ください。

(運営管理事務局及び「いきいき」活動室の所在地・連絡先等を記載)

じぎょうしゅだい おお さか し [事業主体] 大阪市

「いきいき」については、大阪市ホームページでもご覧いただけます。

大阪市 いきいき



「いきいき」の利用にあたっては、「児童いきいき放課後事業実施要綱」もあわせてご覧ください。